

第4次 魚津市行政改革大綱

（平成22年3月）

魚津市

目 次

第 1 章 行政改革の必要性	・ ・ ・ ・ ・ 1
これまでの取組み	・ ・ ・ ・ ・ 1
本市の行政改革に対する現状と課題	・ ・ ・ ・ ・ 2
新たな行政改革の必要性	・ ・ ・ ・ ・ 5
第 2 章 第 4 次魚津市行政改革大綱の位置付け	・ ・ ・ ・ ・ 6
第 3 章 計画期間	・ ・ ・ ・ ・ 6
第 4 章 改革に取り組む 3 つの視点	・ ・ ・ ・ ・ 7
第 5 章 基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 8
第 6 章 重点項目と具体的な取組み	・ ・ ・ ・ ・ 9
第 7 章 改革の進め方	・ ・ ・ ・ ・ 12

第1章 行政改革の必要性

これまでの取組み

本市では、平成 8 年 2 月に第 1 次魚津市行政改革大綱を策定し、平成 12 年度からは、平成 16 年度を最終年度とする第 2 次魚津市行政改革大綱に基づく行政改革の取組みを行いました。第 2 次魚津市行政改革大綱の取組み期間においては、地方分権一括法 の施行や市町村合併問題に起因した単独市政運営の決定など、市政に大きな影響を与える事案が生じました。

このような状況を踏まえ、市では、第 2 次魚津市行政改革大綱の見直しを 1 年前倒しで行い、平成 16 年度から平成 20 年度までを計画期間とする第 3 次魚津市行政改革大綱(以下「第 3 次大綱」という。)に基づく取組みをスタートさせました。

第 3 次大綱では、「行政システムの改革」や「人事制度改革」など行政改革推進のための 5 つの柱を設定し、また、行政改革の実現のために行政改革推進計画を作成することとしました。第 3 次大綱の取組みを進める過程において、総務省は、平成 17 年 3 月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を公表しました。この指針は、地方公共団体が人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められることから、国が地方公共団体に対してより積極的な行政改革の推進に努めるよう助言するものでした。具体的には、既存の行政改革大綱の見直し及び平成 17 年度から平成 21 年度までの取組みを数値化し、分かりやすい指標を用いて明示した集中改革プランを公表することが求められました。

これに従い、平成 18 年 3 月には第 3 次大綱の改訂を行い、同大綱の計画期間を平成 21 年度まで延長するとともに、「事務・事業の再編・整理、廃止・統合」や「民間委託等の推進」など 7 つの取組み項目を盛り込んだ魚津市行政改革集中改革プランを作成し、行政改革の推進に取り組んでまいりました。

魚津市の行政改革の取組み													
H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
第 1 次行政改革				第 2 次行政改革				第 3 次行政改革					
								第 3 次行政改革（改訂）					
								行政改革集中改革プラン					
								財政健全化計画					
								定員適正化計画					

地方分権一括法・・・地方分権改革の柱として、平成 9 年 7 月国会により、475 本の法律改正案からなる法案として可決成立し、平成 12 年 4 月 1 日から施行。主な目的は、住民にとって身近な行政はできる限り地方が行うこととし、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保することとした。また、機関委任事務が廃止され、国・県と基礎自治体の関係は、上下・主従の関係から対等・協力の関係に改めることとなった。

本市の行政改革に対する現状と課題

第3次大綱では、行政改革推進のための5つの柱を定めました。その取組み状況と課題を以下のとおり整理します。

1 市民の起点に立った行政サービスへの転換

市民サービスの充実、利便性の向上を図るべく、時差出勤（フレックスタイム）制度の活用、窓口対応の時間延長、接遇研修の実施による職員の資質向上等に取り組みました。一定の成果は得られたものと考えられますが、土・日開庁職場での各種証明書発行など引き続き検討すべき課題が残っています。

2 市民とともに歩む、開かれた行政の展開

市民参画の拡充や民間との連携強化を目指し、地域振興計画の策定やパブリックコメント制度の導入、自治基本条例の制定準備に取り組みました。市内ほぼ全ての地区において地域振興会が組織化されるなどの進展はありましたが、市民アンケートによる「協働によるまちづくりが行われていると感じている市民の割合」の数値は依然として低い状態です。実効性のある自治基本条例の制定を含めて、今後更に取組みを強化しなければなりません。

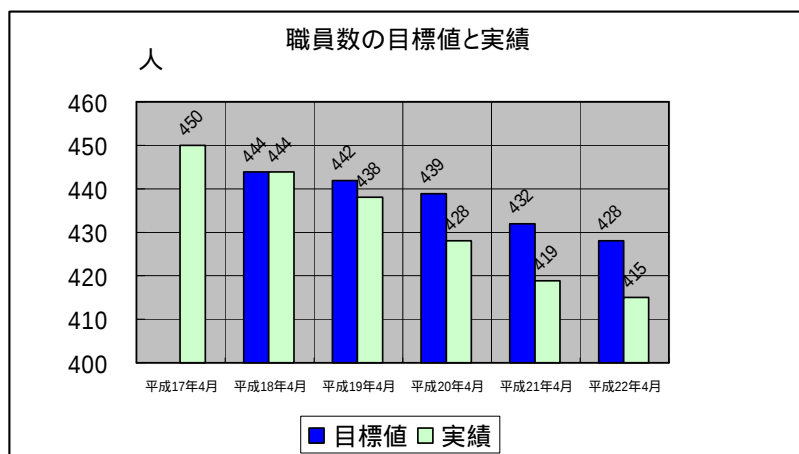
3 行政システムの改革

行政評価による事務事業の整理合理化、民間委託の推進、補助金の整理合理化及び電子市役所の構築などの取組みを推進しました。行政評価については、事務事業評価、施策評価を実施しているところですが、事業の見直しに結びついていないと一言で言い難く、今後どのように行政評価の結果を生かしていくかが課題です。補助金については、その必要性・妥当性について随時検証を実施していますが、補助金総額は増加傾向にあり、引き続き内容の精査に取り組む必要があります。民間委託については、指定管理者制度の導入を含め、一部の施設において達成されたものもありますが、保育園や博物館施設など結論を先送りしたものもあり、第4次魚津市行政改革大綱における取組みで、その方向性を結論付ける必要があります。電子市役所の構築については、既存のシステム環境で導入可能なものについては積極的に取り組んできましたが、費用対効果の面から導入のメリットが高くないと考えられる事案もあることから、今後は導入ありきの考えではなく、慎重な判断をしていく必要があると思われます。

4 人事制度改革

魚津市定員適正化計画を作成し、適正な定員管理に努めました。平成22年度当初における本市職員数を428人以下とする目標を掲げ（平成17年度当初実績450人）、平成22年4月1日の職員数は415人となる見込みです。平成21年度当初には、行政組織の機構改革を行い、産業経済部と建設部を統合した産業建設部を置き、建設部下水道課と水道局水道課で構成する上下水道局を置くなど、行政組織機構の効率化に努めました。また、個々の職員の勤務実績、職務遂行度及び能力を分析・評価し人事管理に反映させる制度である

人事考課制度を導入しました。この人事考課の結果を給与に反映させる査定昇給制度の導入については、手法が確立されておらず今後の課題となっています。



平成 22 年 4 月の実績は見込み

5 財政制度の改革

財政基盤の強化と計画的かつ効率的な財政運営を目指し、魚津市財政健全化計画を作成するとともに、予算編成システムの改善や公有財産の有効活用に努めました。目標年度における主要な財政指標については、経常収支比率 83%以下、起債制限比率 12%以下と定めました。については平成 20 年度において 89.9%、については 11.0%となっています。

パブリックコメント制度・・・重要な施策の立案・選択・実施をする場合や各種基本計画及び条例を制定する場合に、案の段階で広く市民に内容を公表し、意見公募を行うことにより、市政における公正の確保と透明性の向上及び市民参加の促進を図ることを目的とする制度。

自治基本条例・・・まちづくりの基本理念や自治体運営の基本ルールを定める条例。市民を中心とした策定会議において内容を審議し、平成22年度中の作成を目指すこととしている。

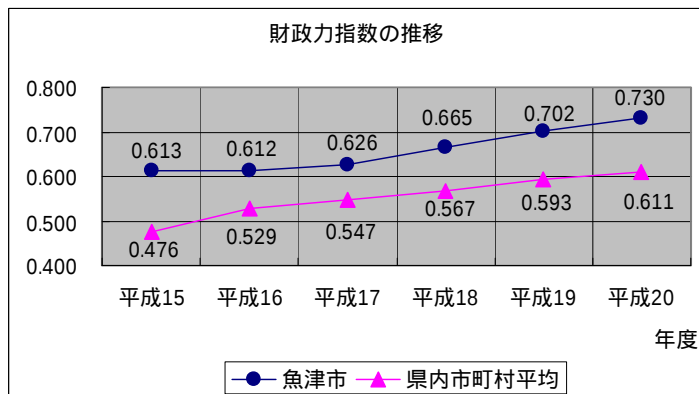
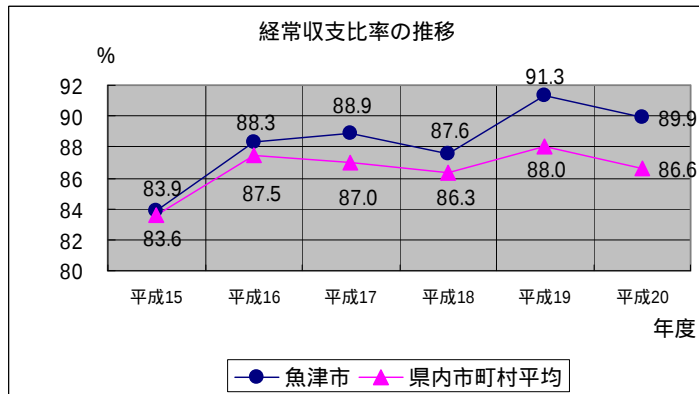
行政評価・・・一般的には「行政活動を一定の基準・視点に従って評価し、その結果を改善に結びつける手法」と定義されている。行政活動は（政策 - 施策 - 事務事業）の3つに分類され、政策に対する評価を「政策評価」、施策に対する評価を「施策評価」、事務事業に対する評価を「事務事業評価」と整理している。

指定管理者制度・・・平成15年6月の地方自治法改正により創設された、公の施設の管理運営に関する制度。これまで公の施設の管理委託先は、市が出資する法人や公共的団体に限定されていたが、この制度により、民間事業者や特定非営利活動法人などの団体も含めて選考することが可能となった。

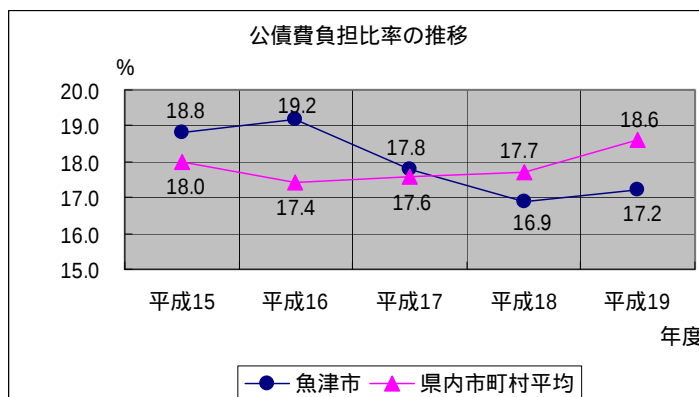
経常収支比率・・・地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられる指標。人件費、物件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の割合。80%を超えると財政的に余裕がなくなりつつあるとされている。

起債制限比率・・・公債費から地方交付税で措置される公債費を差し引いた値を、標準財政規模から地方交付税で措置される公債費を差し引いた値で割った数値の、過去3年の平均値。

魚津市における主要な財政指標の推移



財政力指数・・・地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値。この指数が高いほど財源に余裕があると言える。



公債費負担比率・・・一般財源総額のうち、どの程度公債費に使われているかを見る指標。一般的に15%が警戒ライン、20%が危険ラインと言われている。

実質公債費比率の推移 (単位: %)

	魚津市	県内市町村平均
平成19年度	17.9	19.0
平成20年度	18.5	19.1

実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率。地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づき、地方公共団体が公表することとされた健全化判断比率のうちのひとつ。

- ・早期健全化基準 = 25.0%
- ・財政再生基準 = 35.0%

将来負担比率の推移 (単位: %)

	魚津市	県内市町村平均
平成19年度	207.2	172.9
平成20年度	192.5	162.5

将来負担比率・・・公営企業、出資法人等を含めた一般会計等の実質的負債の標準財政規模に対する比率。地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づき、地方公共団体が公表することとされた健全化判断比率のうちのひとつ。

- ・早期健全化基準 = 350.0%
- ・財政再生基準 = なし

新たな行政改革の必要性

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、国から地方への権限移譲が、また平成 16 年から平成 18 年までの三位一体改革 では、国庫補助負担金、地方交付税、国税から地方税への税源移譲を含めた税源配分の見直しが行われました。

平成 19 年 4 月には、地方分権改革推進法 が施行され、国と地方のそれぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることを基本として、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるとともに、地方公共団体においては、行財政改革の推進、行政の公正の確保、透明性の向上及び住民参加の充実等により、地方分権改革推進のための体制整備を図ることとされました。また、地方分権改革推進法に基づき国が設置した地方分権改革推進委員会 では、自治立法権の拡大や自治財政権の強化に基づいた「地方政府」の実現に向けての提言が取りまとめられ、4 次にわたる勧告が国に対して行われました。

このように、地方分権の更なる進展と相まって、人口減少社会、少子高齢化、高度情報化の急速な進展や地球温暖化などの環境問題に対する意識の高まりなどの社会経済情勢の変化が著しく、地方公共団体を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっています。また、平成 21 年 8 月の第 45 回衆議院議員総選挙の結果を受けて政権交代が実現し、新政権はこれまでの戦後行政を「大掃除」として、政府のすべての予算や事務・事業を再検討し、税金の無駄遣いを徹底して排除するとともに、税金の使いみちと予算編成のあり方、財政のあり方を根本から見直すことにより、硬直化した財政構造を転換する方針を打ち出しました。

このようなことから、今後も引き続き市民に安定した行政サービスを提供し、魚津市の将来都市像である「人と自然と文化が共生する元気都市“魚津”」を実現するためには、行政改革の手綱を緩めることなく、市民との協働をベースとした不断の努力が必要です。そして、基礎自治体においても、これまで以上に厳しい行財政運営が求められる中、本市においては、将来にわたり自立できる足腰の強い自治を確立するため、今一度初心に立ち返り、行政経営の視点から、市民目線での行政改革に取り組むこととします。

三位一体改革・・・地方分権・地方の自立を財政的な面から促すため、国から地方公共団体への補助金の廃止・削減、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲の 3 つの課題を関連させて進めた改革。

地方分権改革推進法・・・地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、平成 19 年 4 月 1 日に施行された。施行後 3 年で効力を失う時限法。平成 7 年 5 月 19 日に施行された地方分権推進法で行われた地方分権を更に進める「地方分権改革」を行うための法律。

地方分権改革推進委員会・・・地方分権改革推進法に基づき、地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査・審議するため、平成 19 年 4 月に内閣府に設置された機関。内閣総理大臣に対して、地方分権改革推進計画の作成のための指針を勧告すること及び必要に応じて地方分権改革の推進に関する重要事項について意見を述べることを役割とする委員会。

第2章 第4次魚津市行政改革大綱の位置付け

現在取り組んでいる第3次大綱及び魚津市行政改革集中改革プランは、平成21年度で計画期間が終了します。魚津市総合計画第8次基本計画に掲げる施策のひとつに「計画的で効率的な行財政経営の推進」が挙げられています。この施策を推進することにより、財政の健全化と質の高い行政サービスの提供を実現することを目標としています。魚津市の将来都市像である「人と自然と文化が共生する元気都市“魚津”」の実現のため、行政改革の取り組みをより強力に推進しなければなりません。

本大綱は、総合計画の着実な推進を図るため、市民と行政との協働を基本として、効果的かつ効率的な行政経営に計画的に取り組むための新たな指針として位置付けるものです。

総合計画：地方自治法第2条第4項の規定に基づいて作成する自治体の全ての計画の基本となる計画。中・長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるものであり、現在魚津市では第3次魚津市総合計画第8次基本計画に基づき、市政運営が行われている。

第3章 計画期間

本大綱は、魚津市の行政改革の全庁的な取組方針を示す最上位の計画です。計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間としますが、国においては、地方分権改革の更なる取組みが進められており、今後、国と地方の役割分担や税源配分など、これまでの行政の仕組みが大きく転換する可能性もあります。こうしたことから、概ね3年後を目途に大綱の見直しを行い、必要に応じて改訂することとします。

第4章 改革に取り組む3つの視点

行政改革を強力に推進するうえでの、3つの視点を以下のとおり定めます。魚津市では、常にこの視点を意識しながら、不断の行政改革に取り組むこととします。

① 参画・協働による改革

多様化・複雑化する市民ニーズや地域の課題に対応するとともに、地方分権の進展に対応した自立型の地域社会を実現するため、地域の特性を尊重した地域自治の推進が重要となっています。

市政への市民参画の機会を拡大し、市民と行政が協力・連携した市民協働による改革を推進します。

② 取捨選択による改革

旧来の成長し続ける「右肩上がり」の社会から、生産・労働人口が減少していく「右肩下がり」の社会へ突入し、限りある財源で最大限の効果をあげるよう、行政経営の更なる改革が求められています。その実現のためには、市政の無駄を徹底的に検証し、市民ニーズを的確に捕捉したうえでの施策の取捨選択が必要です。また、行政の責任範囲を再検討し、各種事業及び公有財産の管理等の実施に関して、市が行う場合と、NPOや民間等が行う場合との比較・検討に努めます。

③ 職員意識による改革

今日の財政状況を認識し、前例にとらわれることなく改革を推進するという職場風土を醸成し、危機意識を全職員が共有することとします。また、個々の職員が自身の業務を見つめ直すことにより、更なる行政事務の効率化に努めるとともに、職員一人ひとりが資質の向上を図ることにより、限りある人員で最大限の行政サービスの提供に努めます。

第5章 基本方針

「人と自然と文化が共生する元気都市“魚津”」の実現のための行政改革の取り組みとして、財政的に増加傾向にある義務的経費の削減と、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟に対応するため、新たな財源の確保を図るなど、財政構造改革が必要であることは言うまでもありません。そして、行政サービスにおいては、より一層市民の視点に立ったうえでのサービスの提供に努めるとともに、市民満足度を踏まえた事務事業の見直しなど、成果を重視した行政経営の推進を図る必要があります。また、地方分権が一段と加速するなかで、行政に求められる役割は多様化することから、市民や地域の団体との協働・連携を強化するとともに、多様なニーズに即応できるよう、スリムで効率的な体制の実現を図らねばなりません。

以上のことを踏まえ、次の4つの柱を基本方針に、行政改革に取り組みます。

1 市民視点による市民のための行政サービスの提供

市民に分かりやすい行政組織と管理体制に努め、市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供します。市の事務事業についても、その実施主体について整理を行い、市民等が実施したほうがよいものについては、協働のための支援を行うなど、全ての分野で市民等との協働を推進していきます。

2 市民と行政との相互補完体制の構築

行政と市民や地域の団体などがともに支えあい補い合いながら、地域住民との合意形成に基づくまちづくりを行います。透明性の高い市政運営を確保し、市民への分かりやすい情報発信と、市民の声を市政に反映させやすい仕組みを作ります。

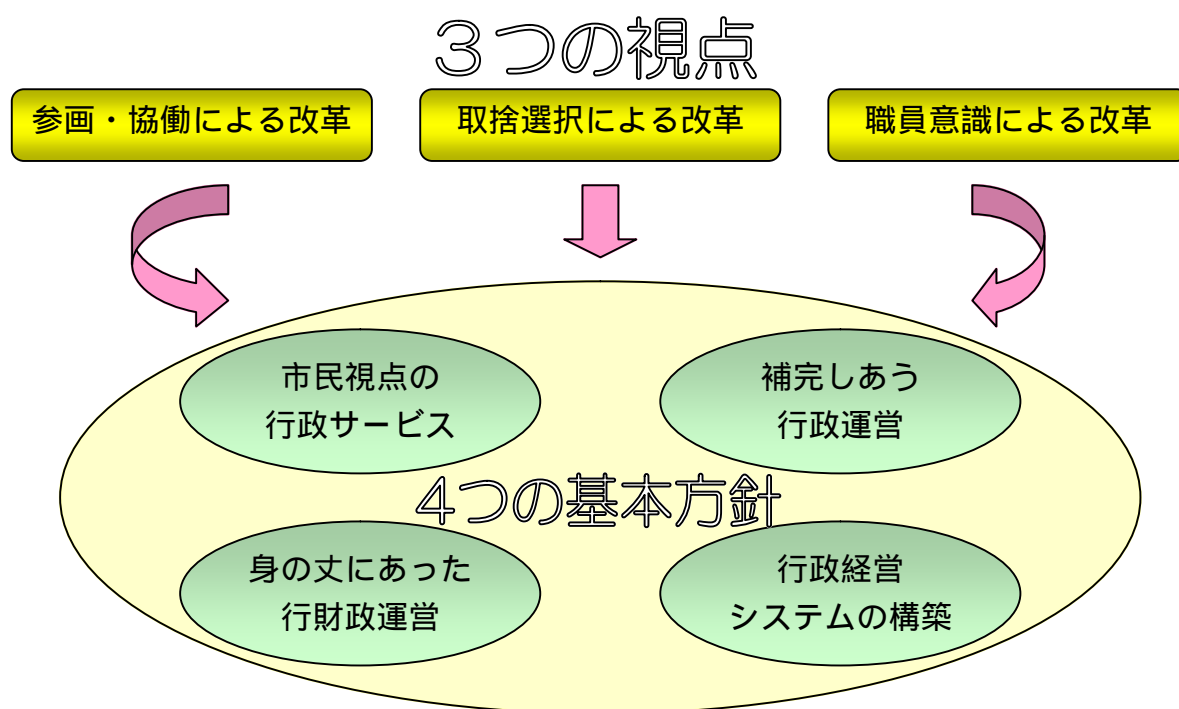
3 身の丈にあった行財政運営の堅持

市の財政状況を常に市民と共有できるように分かりやすく情報提供を行います。全ての事業について、コスト意識を持ちながら、最小の経費で最大の効果を挙げるよう行財政運営を行います。義務的経費の削減や新たな財源確保に努めるとともに、財政規模に見合った将来像の設計に努めます。

4 行政経営システムの構築

限りある行政資源を最大限に活用するため、行財政運営のあり方を徹底的に再検証しながら、組織や管理体制の見直しを行い、行政の効率化・スリム化を目指します。

■ 第4次魚津市行政改革大綱のイメージ図



第6章 重点項目と具体的な取組み

第4次魚津市行政改革大綱では、『第4章 改革に取り組む3つの視点』及び『第5章 基本方針』を踏まえたうえで、全庁的な行政改革推進のための7つの重点項目を定めることとします。また、それぞれの重点項目における具体的な取組みも併せて定めます。

① 行政サービスの向上

ア 市民の視点に立った行政サービスの提供

市民満足度などの指標をベースに、成果に重点を置いた評価を行い、常に市民の立場に立った行政サービスの提供に努めます。

イ 行政サービスの『質』の向上

限られた行政資源のなかで、個々の行政サービスの『質』を向上させる工夫を職員自らが実践することにより、行政サービス全体の底上げを図ります。

② 行政の担うべき役割の見直し

ア 民間活力の積極的な活用

業務や公共施設の運営管理等について、多様な民間活力を積極的に活用することとし、民間手法を活かしたサービス水準の向上と行政コストの削減に努めます。

イ アウトソーシング手法の比較検討

外部委託、指定管理者制度、市場化テスト等、アウトソーシング手法の比較検討を実施し、最も有利な手法の選択に努めます。また、指定管理者制度の適切な推進を図るため、チェック体制（モニタリング）の構築に努めます。

ウ 公共施設のあり方の見直し

既存の公共施設の意義を見つめなおし、市民にとって必要なものかどうか市民とともに議論を深めたうえで、将来的な統廃合や整理・合理化への検討を行います。

エ 市主導第三セクターの経営体の見直し

市主導第三セクターの経営体について、公益法人制度改革関連 3 法に基づく手続きがスムーズに進むよう指導・助言を行います。

③ 市民との協働による行政の推進

ア 市民ニーズの的確な把握

市民協働のまちづくりを進めるため、定期的な市民アンケートを実施し、市民ニーズの的確な把握に努めるとともに、パブリックコメント制度の積極的な活用、タウンミーティングなど直接対話による意見集約に取り組みます。

イ 市民との情報の共有

市政情報を適時分かりやすく提供するよう努めるとともに、市民と行政がともに魚津市の現状を認識し課題を共有することにより、目指すべき魚津市の将来像をともに理解できるよう努めます。

ウ 市民自治の拡充

市民自らが考え行動するまちづくりを推進するため、魚津市の自治の基本理念、基本原則等を盛り込んだ「魚津市自治基本条例」を制定し、その実践に向けた取組みを推進します。また、各地区におけるコミュニティ活動を通じた市民自治を実現するための環境づくりに取り組みます。

④ 行政事務の効率化

ア 行政改革集中プランの作成及び進行管理

第 4 次大綱の基本方針や重点項目の内容を踏まえ、着実に行政改革を推進するため、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする魚津市行政改革集中プランを作成し、毎年度その進ちょく状況を調査・点検します。

イ 電子市役所の推進

魚津市行政情報化計画（計画期間 H20～H24 年度）に基づき、情報通信技術（ＩＣＴ）の利活用による市民満足度の高い行政サービスの提供と、効率的な電子市役所の実現を目指します。

⑤ 健全財政の堅持

ア 計画的な財政運営の推進

平成 18 年 3 月に作成した魚津市財政健全化計画の計画期間が満了することから、新たに平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする魚津市財政運営計画に基づき、将来への財政負担を考慮した計画的な財政運営の推進を図ります。

イ 自主財源の確保

市税等の納めやすい環境の整備と納付意識の高揚に努めるとともに、滞納者対策の強化を図るなど、収納率の向上に取り組みます。また、有料広告による収入拡大など、企業感覚による行政経営により自主財源の確保に努めます。

ウ 財源の効果的・効率的な活用

限りある財源を効果的かつ効率的に活用します。

エ 受益と負担の適正化

施設利用やサービス提供における利用者負担について、公平性確保の観点から、行政サービスにおける受益と負担の適正化を図るため、サービスに応じた負担について検討を行います。

⑥ 人事管理と資質の向上

ア 定員適正化の推進

平成 18 年 3 月に作成した魚津市定員適正化計画を見直し、新たに平成 23 年度から平成 26 年度までを計画期間とする第 4 次魚津市定員適正化計画に基づき、適正な定員管理に努めます。

イ 職員の意識改革と危機意識の醸成

行政改革及び事務事業の執行を担うのは職員であり、常に市民視点での業務遂行を強く心がけるよう、職員の意識改革を進めます。また、魚津市の置かれている現状を職員全てが理解し、行政改革を推進するという職場風土の醸成に努めます。

ウ 人材の育成

地方分権の進展や社会情勢の変化などに的確に対応できるよう、また、職員が行政サービスのプロとして個々の能力を十分に発揮できるよう、人事考課制度の本格導入や研修制度の充実を図り、市民の負託にこたえる職員と行政組織を目指します。

人事考課制度：職員一人ひとりの日常の職務行動を通じて、各人の職務遂行度や業績、能力を細かに分析・評価し、これを人事管理の全般又は一部に反映させる仕組み。

7 行政経営システムの構築

ア 横断的な執行体制の実現

多様化・複雑化する課題に対して迅速かつ的確に対処するため、部局の枠組みにとられない柔軟でフットワークの良い執行体制の実現を目指します。

イ 時代に即した行政経営の推進

総合計画の進行管理、行政評価、予算編成を一元的に管理できるよう体制整備するとともに、PDCAサイクルの考え方にに基づき、地方分権の流れに即応した持続可能な行政経営を推進します。

PDCAサイクル：事業をPlan（計画）Do（実施）Check（評価）Action（改善）の流れで捉え、実施結果をその計画に基づき評価し、以後の改善に結びつけようとする企業経営及び行政経営に関する考

第7章 改革の進め方

ア 行政改革推進協議会

行政改革の推進は、庁内組織である「魚津市行政改革推進協議会」において、毎年度、行政改革大綱及び行政改革集中プランの進ちょく状況を調査・点検し、改革目標達成に向けての進行管理を行います。

イ 行政改革推進委員会

行政改革の進ちょく状況を、市民各層の10名以内の委員で構成される行政改革推進委員会に定期的に報告し、市民の立場からの行政改革に関する意見を伺いながら、市政運営に反映させるよう取り組みます。

ウ 情報公開

行政改革の進ちょく状況については、市広報やホームページ等を通じて広く市民への公表を積極的に行うとともに、市民ニーズ及び提案の把握に努め、行政改革における市民との協働と連携強化に努めます。